

(設置)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、木更津市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び法第88条に規定する障害福祉計画を定め、又は変更に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、35人以内で組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱するものとする。

- (1) 法第51条の17に規定する指定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業所」という。）
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、福祉及び医療機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 雇用機関関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員等
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めた場合、委員以外の第三者を会議に出席させることができる。

(下部組織)

第7条 協議会は、下部組織として調整会議、個別支援会議及び専門部会を設置する。

2 調整会議は、指定相談支援事業所、千葉県中核地域生活支援センター事業実施要綱（平成16年7月9日付け健福第174号）第1条に規定する中核地域生活支援センター、法第77条第1項に規定する地域活動支援センター（I型）、木更津病院及び福祉部障害福祉課の職員等で構成し、協議会の運営及び協議事項等の調整を行うものとする。

3 個別支援会議は、第3条第2項の規定により委嘱された者が属する機関等のうち、法第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児で、本市に居住地を有する者及び法第19条第2項ただし書に規定する者（以下「障害者等」という。）に関する相談に必要な機関等で構成し、連携して支援するための調整を行うものとする。

4 専門部会は、会長が指名する者で構成し、障害者等の支援に係る専門的な調査及び研究並びに地域の情報収集及びその提供を行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 協議会の関係者は、その職務に関し知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、福祉部障がい福祉課とする。ただし、指定相談支援事業所を運営する社会福祉法人等に一部を委託して実施することができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。